

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	27 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月まで

私は、厚生年金保険の被保険者資格喪失後、国民年金に加入し保険料を納めてきた。

私の保険料の納付は私の妻が行ってくれていたが、申立期間について、妻の分は納付済みとなっているのに、私の保険料のみ未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 7 月ごろ払い出されていることが推認でき、申立人の妻も、同年 8 月に第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への切替手続をしていることが確認できることから、申立人及びその妻が国民年金保険料を納付し始めた時期は同じであると考えられる。

また、オンライン記録により、申立人には昭和 63 年 8 月 1 日に、申立人の妻には同月 8 日にそれぞれ過年度納付書が作成されていることが確認できる。

さらに、保険料は、申立期間を除き、申立人及びその妻共に、同一日に納付されていることが確認できる上、申立期間の保険料について、申立人の妻は昭和 63 年 9 月 13 日に過年度納付していることから、当該期間の保険料を申立人のみが納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年6月まで

私は、国民年金制度発足当初から妻と共に国民年金に加入しており、保険料については、自営していたA店の売上金を集金に来ていた取引銀行の行員に、妻の分と併せて月末に納付していた。

領収書は紛失しているが、申立期間の国民年金保険料は納付しているはずなので納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、国民年金制度発足当初から加入している上、申立人が厚生年金保険に加入した昭和40年7月以前の、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付状況が同一であることが確認できる。

また、社会保険事務所（当時）が保管する申立人の妻の特殊台帳（マイクロフィルム）は、昭和48年から49年にかけて切替更新が行われているところ、当該台帳の過年度納付記録欄は「年度内の定額保険料の完納」を意味する空欄となっており、その妻は、昭和39年度の国民年金保険料を納付しているものと記録されている。

一方、B市が保管する過年度納付記録簿では、同年度は保険料未納と記録されていることから、申立人と一緒に納付していたその妻に係る行政側の記録管理が適切ではなく、申立人についても記録管理に不備があったことがうかがわれる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和40年4月から同年6月までの期間については、i) 申立人は、自営していたA店を同年4月ごろに売却しているため、銀行の集金もなくなったものと推認でき、申立人に聴取しても集金以外の

方法によって保険料を納付していたことがうかがえないこと、ii) 申立人の妻の特殊台帳により、その妻の昭和40年度に係る保険料の納付状況については未納期間及び無資格期間であることが確認できることから、申立人の保険料だけが納付されたものとは考え難い上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時は夫と共にA店を営み、私の国民年金保険料は、いつも自宅を訪れる集金人に、私が夫の保険料と併せて納付していた。

申立期間当時の詳しいことは記憶に無いが、夫の保険料のみ納付すること及び申立期間の保険料を未納にしたまま翌年度の保険料を納付することは考えられない。

申立期間①及び②の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和42年6月以降、申立期間を除き、60歳に到達するまでの国民年金加入期間に保険料の未納期間は無い上、申立期間①及び②の直前並びに直後の年度については保険料を前納していることが確認できることから、申立人の国民年金保険料に対する納付意識は高かったものと考えられる。

また、i) 申立期間①及び②についてはいずれも3か月と短期間であり、申立期間の前後はすべて納付済期間であること、ii) 申立期間①については、申立人が保険料と一緒に納付していたとしている申立人の夫は、納付済期間となっていることから、申立人が、その夫の保険料のみを納付して、申立人自身の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立期間②については、その夫は既に60歳に到達しているものの、継続して自営業を営んでいることから、その生活状況に大きな変化がみられないほか、申立期間当時に申立人の保険料を納付することが困難な経済状況にあ

ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年9月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月から12年3月まで

私は、申立期間当時高等専門学校の学生であったが、平成11年*月に20歳に達し国民年金の被保険者になって、すぐに、私の母親に、申立期間に係る保険料に相当するおおよそ10万円を渡して納付してもらっているはずである。申立期間の国民年金保険料について免除申請手続を行った記憶は無いので、当該期間の保険料の納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間に未納期間は無い上、平成12年度の保険料は申立人自身の貯金を下して前納していること、及び平成13年12月以降は口座振替により納付を行っていることなど、申立人の国民年金制度に対する意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付をその母親へ依頼したとしているところ、その母親は「二女(申立人)の申立期間に係る保険料と、長女(申立人の姉)の過年度保険料を各々から預かり、一緒に納付した記憶がある。」と供述している上、オンライン記録により、その長女の平成9年8月分の保険料が、申立人の国民年金加入月である11年9月22日に過年度納付されていることが確認できることから、その母親が、長女の過年度保険料だけを納付し、申立人から納付を依頼されたとする申立期間の保険料のみを納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立人が「母親に申立期間の保険料としておおよそ10万円を渡し、自分の保険料の納付を依頼した。」と供述している金額は、申立期間に係る保険料の総額9万1,870円とおおむね一致しており、申立人の主張に不合理な点

は見当たらない。

加えて、申立人及びその母親が「自分（申立人）が学生でありながら国民年金保険料を納付していることは、親戚でも有名であった。」と供述しているところ、申立人の伯母は「当時、めい（申立人）は学生なのに国民年金保険料を納付していることを親戚の者たちも知っていて、皆が偉いと言っていた。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭51年1月から同年3月まで

私は、申立期間当時、A市の大学に在学していたが、住民登録はB村の実家に残っていたので、私の父親が、私の国民年金加入手続を行ってくれた上、B村農業協同組合（以下「B村農協」という。）で両親の保険料と併せて私の保険料を納付してくれていたと記憶している。

申立期間について、私の両親の保険料は納付済みと記録されているのに、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、B村が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により昭和51年1月であることが確認できる。

また、同村では、申立期間当時、国民年金の被保険者資格取得手続の直後に保険料納付書を発行していたことが確認できる上、その父親が申立人の保険料を納付したとするB村農協では、国民年金保険料の収納を行っていたことが確認できることから、申立人の父親は、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付できたものと推認される。

さらに、申立人の両親は、国民年金制度発足時当初から国民年金に加入して60歳に到達するまでの国民年金加入期間に保険料の未納期間が無い上、保険料の前納制度を利用しているなど、国民年金制度に対する意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 1604

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和28年9月1日、資格喪失日は29年10月1日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から29年10月1日まで

申立期間は、当時のB県C国施設のA事業所で勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

間違いなく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と生年月日が同一で、氏名が酷似する（「氏名D」が「氏名E」となっている。）とともに、当該事業所において昭和28年9月1日資格取得、29年10月1日資格喪失との記載がある者の記録がある上、当該被保険者名簿と氏名、生年月日が一致するオンライン記録があり、これらは基礎年金番号に未統合の被保険者記録となっている。

しかしながら、前述の被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた同僚6人は、いずれも昭和28年9月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、このうち連絡の取れた同僚二人は、「申立人と当該事業所で一緒に勤務し、申立人と同姓の同僚はいなかった。」と供述していることを踏まえると、上記の未統合記録は申立人のものであると判断される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA事業所において、厚生年金保険被保険者資格を昭和28年9月1日に取得し、29年10月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）が保管する今回統合する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

北海道厚生年金 事案 1605

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和23年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月15日から同年8月1日まで

昭和22年から平成15年までA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間当時は本社からB支店に転勤したが、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した在職証明書、当該事業所が保管する人事記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が昭和22年12月から平成15年6月まで当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述の人事記録によると、申立人の当該事業所の本社からB支店への異動発令日は昭和23年3月1日と記載されているところ、オンライン記録によると、当該事業所のB支店は23年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、複数の同僚は「当時、B支店の従業員の給与計算はC市の本社で行っていたと記憶している。」と供述していることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を23年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和23年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、500円とすることが妥当で

ある。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 1606

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における資格喪失日は、平成4年10月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、4年6月から同年9月までの標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を4年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から同年12月1日まで
平成4年4月1日から同年12月1日までA社に継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入の記録が欠落している。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の記録から、申立人がA社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によるとA社は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、社会保険庁（当時）でのその処理は同年10月28日に行われ、同日に申立人の厚生年金保険の被保険者資格を同年6月30日まで遡^{そきゅう}及して喪失させ、同年10月の算定基礎届の記録を取り消す処理が行われており、また、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が訂正されている者が20人確認でき、かつ、当該訂正処理前の記録から、同年7月31日において同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められること

から、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった処理をした日から判断して、平成4年10月28日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、申立人に係るA社における平成4年10月の社会保険事務所（当時）の記録から16万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日は、オンライン記録により、平成21年6月26日付けで、当初の4年7月31日から同年12月1日へと訂正されていることが確認できることから、前述のとおり、当初、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる処理が行われた4年10月28日から同年11月30日までの間は、雇用保険の加入記録によって申立人の継続した勤務が確認できる上、申立人と同様に4年11月30日まで雇用保険の被保険者記録がある同僚は、同人が保持する4年10月分及び同年11月分の給与明細書によって厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、4年10月分及び同年11月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成4年10月及び同年11月の標準報酬月額については、取消処理前の4年10月の算定基礎届の記録により、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる処理を同年10月28日に行っていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年10月分及び11月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C事業所における資格取得日に係る記録を昭和33年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から同年11月1日まで
昭和31年2月に入社してから平成9年3月に辞めるまで継続してA社に勤務していた。

昭和33年10月1日付けでA社D事業所から同C事業所に配置換えになっただけであり、厚生年金保険の加入記録に空白は生じないはずであるのに、社会保険事務所(当時)の記録によると、同C事業所における被保険者資格取得日が同年11月1日と記録されており、厚生年金保険の加入記録に欠落が生じているので、当該資格取得日を同年10月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録、雇用保険の被保険者記録、申立人が所持する辞令書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和33年10月1日にA社D事業所から同C事業所に異動)、申立人に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における申立期間前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、給与から控除した保険料は、すべて社会保険事務所(当時)

に納付したと考えると主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和63年3月20日）及び資格取得日（平成元年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和63年3月から同年6月までは8万6,000円、同年7月から平成元年3月までは13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月20日から平成元年4月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を得た。
昭和61年3月17日からA社に勤務し、62年4月から平成元年3月までB職免許取得のため学校に通学しながら引き続き6年3月27日まで勤務した。厚生年金保険料は退職するまで給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和61年3月17日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、63年3月20日に資格を喪失後、平成元年4月1日に同社において再度資格を取得しており、昭和63年3月から平成元年3月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時、当該事業所で一緒に勤務していた複数の同僚が、「申立人は、自分が勤務していた期間については、ずっとB職に従事しており、業務内容及び勤務形態に変化は無かった。」と供述していることから判断すると、申立人は申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち一人は、「申立人と同じB職に従事しながら1年間B職の免許取得のため一緒に学校に通ったが、業務内容及び勤務形態は同じ内容であった。私が勤務していた期間は、申立人はずっと同じ仕事をしていた。」と供述しており、当該同僚は、自身が記憶する入社日から退職日まで厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる上、申立人が名前を挙げたもう一人の同僚及びその他の同僚一人は、「申立人と申立期間一緒に勤務していた。」と供述しており、当該同僚についても、自身が記憶する入社日から退職日まで厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

さらに、事業主は、「学校に通っている途中で厚生年金保険の被保険者資格を喪失させるようなことは無い。厚生年金保険料を間違いなく給与から控除していた。」と供述していることから、事業主は、従業員の勤務期間のすべてについて、厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、オンライン記録によると、申立期間当時、当該事業所において複数の厚生年金保険加入期間がある者は確認できないことから、当該事業所において、継続して勤務している途中の期間について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年2月及び平成元年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和63年3月から同年6月までは8万6,000円、同年7月から平成元年3月までは13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は関係書類を破棄しているため確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難く、また、仮に喪失届が提出されていない場合には算定基礎届が提出されているはずであり、社会保険事務所（当時）がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主が社会保険事務所（当時）の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和19年10月1日から20年9月15日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を19年10月1日、資格喪失日に係る記録を20年9月15日とし、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年3月から20年9月まで

申立期間はA社C出張所に勤務し、同社のD部門でE業務に従事するとともに、同社の寮のF業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

A社C出張所が解散する昭和20年9月まで勤務しており、自分の弟も同出張所でG業務に従事していた。

当時、同社で撮影した写真及び申立期間のうち昭和20年7月分の給与明細書を保管しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

i) 申立人のC市H局からA社C出張所に転職した経緯に係る供述が具体的であること、ii) 申立人が保管する当該事業所に見学に来た軍隊の兵約250人と共に撮影された写真に、撮影日を示す「昭和18年9月17日」との裏書きがあり、これは、当時記入されたものと認められること、iii) 申立人の弟が、「自分は昭和18年11月からA社C出張所に勤務したが、姉はその前から同出張所に勤務していた。」と供述していること、iv) 申立人が、当該事業所の名称が印刷された昭和20年7月分の給与明細書を保管していること、v) I事

業所の沿革に係る資料により、当時のC市内の主要なJ施設であったI事業所が吸収されたのが20年9月であったことが確認できることから、同市内のK工場等の吸収もその前後であったと考えられる上、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間当時、A社B工場において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者がA社の本社であったと供述する同工場も、同年9月15日に同保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認でき、これらはいずれも、申立人の供述する当該事業所の解散時期と合致することから判断すると、申立人は、申立期間においてA社C出張所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が保管する当該事業所の昭和20年7月分の給与明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる上、申立人は、「入社から退社まで、仕事の内容や勤務場所には変化がなかった。」と供述しており、申立人の弟もこれを裏付ける供述を行っている一方で、ほかに申立人の仕事の内容、勤務場所、勤務形態等に変化があったことをうかがわせる事情も無い。

さらに、事業所名簿によれば、A社C出張所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いが、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、同社B工場で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者7人に照会したところ、回答があった5人のうち二人は、いずれも、「A社の本社は、同社B工場であった。」と供述している上、当該5人のうち3人は、自身が同社B工場以外の出張所又は工場に勤務したと記憶する期間において、いずれも同社B工場で継続して同保険の被保険者であったことが確認できることを踏まえると、当時、同社では、同社の出張所又は工場に勤務する者について、同社B工場で同保険の被保険者とする取扱いがあったと考えるのが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和18年3月から19年9月30日までの期間については、厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）の施行に伴い、女子が同法の適用対象とされ、同保険料の徴収が開始される以前の期間であり、当時の労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）によれば、女子は同法における被保険者となり得ない期間であった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和19年10月1日から20年9月15日まで厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する昭和20年7月分の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から判断すると、50円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所名簿によると、A社B工場は昭和20年9月15日に厚生年金保険

の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明であるため確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所（当時）へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る19年10月から20年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和31年8月11日から同年11月9日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を31年8月11日、資格喪失日に係る記録を同年11月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月から同年11月まで
② 昭和32年4月から同年6月1日まで

昭和31年4月に姉と一緒にB町からC市にあるA社に入社して、姉と共にD業務に従事していた。自分は翌年も同社に勤務したが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。31年については、姉には同保険の加入記録があり、32年についても、確かに同年4月から勤務していたので、加入記録が無いのは納得できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の姉の供述、申立人がA社と一緒に勤務していたとする複数の同僚の供述、及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、両申立期間前後において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、申立人が、両申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

2 申立期間①については、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人が当該事業所に一緒に入社したとする申立人の姉は、当該期間のうち昭和31年8月11日から同年11月9日までの期間において、当該事業

所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる上、「昭和31年については、申立人と一緒にA社に入社し、同じ仕事に従事した後、一緒に退社した。」と供述している。

また、申立人が一緒にB町から当該事業所に入社したとする同僚二人のうち一人も、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立期間①のうち昭和31年8月10日から同年11月9日までの期間において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる上、「申立人姉妹とは同郷で、郷里のB町から出てきてA社に入社し、D業務に従事していた。申立人とは昭和31年及び32年の2年間一緒に勤務し、両年とも3月から11月ごろまで働いていた。」と供述している。

この一方で、前述の同郷の同僚二人のうち他の一人（姉妹の妹）は、「昭和31年4月ごろから同年11月ごろまで、自分の姉及び申立人姉妹と一緒にA社に勤務していた。」と供述しているところ、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いが、同人は、「父親が厳しかったので、給料もきちんと出て、厚生年金保険を掛けているところでなければ働きに出さなかった。また、60歳になって年金受給手続を行った時に、A社での厚生年金保険の加入記録があると聞いて驚いた。1年もいなかったのに掛けてくれていたのだと知ってうれしかった。」と具体的な供述を行っているほか、同名簿において、同姓で、かつ健康保険被保険者整理番号が連番となっていることから、申立人姉妹と同様に姉妹等であると考えられるとともに、昭和31年から複数年にわたって厚生年金保険の加入期間が確認できる二組4人の被保険者は、いずれも、31年8月10日又は11日から同年11月9日まで同保険の被保険者であったことが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所において、姉妹等で一緒に採用した者について、採用した初年度は姉又は年長者のみ同保険に加入させ、妹等は加入させない取扱いがあったとは考え難い。

さらに、申立人は昭和31年においては19歳であるところ、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同年において18歳で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が確認できるとともに、前後の年においても19歳、18歳、17歳で被保険者資格を取得した者がそれぞれ確認できることから、当時、当該事業所において、女性従業員について20歳に達するまで同保険の被保険者資格を取得させない取扱いがあったことをうかがわせる事情は無い。

加えて、申立人の姉及び同郷の同僚のうち一人は、いずれも、「仕事の内容は、D業務等の誰でもできる作業であり、当時、C市では会社が年金を掛けないとうるさかったので従業員全員に年金を掛けていたと思う。」と供述している上、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、両人は入社した初年度から厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認で

きることから、当時、当該事業所において、採用した初年度は同保険に加入させない取扱いがあったことをうかがわせる事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち昭和31年8月11日から同年11月9日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①のうち昭和31年8月11日から同年11月9日までの期間の標準報酬月額については、申立人の姉のA社に係る31年8月から同年10月までの社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が昭和33年7月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから確認することができないが、申立期間①の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所（当時）へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る31年8月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間①のうち昭和31年4月から同年8月11日までの期間及び申立期間②については、オンライン記録によると、A社は33年7月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主の所在も不明であることから、当該期間における申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立期間①のうち昭和31年4月から同年8月11日までの期間については、申立人の姉及び申立人と同郷の同僚は、いずれも、「当該事業所への入社時期は昭和31年3月又は同年4月であった。」と供述しているところ、上述のとおり、これらの者の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年8月10日又は同年8月11日であることが確認できる一方で、これらの者から同保険の被保険者資格を取得する前の期間において給与から同保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったほか、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同年8月に被保険者資格を取得した者は22人確認できるのに対し、同年3月に資格取得した者は男性二人のみであり、同年4月に資格取得した者はい

ないことが確認できる。

一方、申立期間②については、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同郷の同僚のうち一人、及びオンライン記録により、昭和 32 年において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者 9 人のうち、勤務期間に係る供述が得られた者 3 人は、いずれも、「昭和 32 年の入社時期は同年 3 月又は同年 4 月であった。」と供述しているところ、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、これら 3 人の当該事業所における同年の同保険被保険者の資格取得日は、いずれも同年 6 月 1 日であることが確認できる一方で、これらの者から同保険の被保険者資格を取得する前の期間において給与から同保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったほか、同名簿によると、同年 3 月又は同年 4 月に資格取得した者はいないことが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、31 年 3 月又は同年 4 月及び 32 年 3 月又は同年 4 月に D 業務担当として採用した者については、採用後一定期間において同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものとするのが妥当である。

さらに、申立期間①のうち昭和 31 年 4 月から同年 8 月 11 日までの期間及び申立期間②について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①のうち昭和 31 年 4 月から同年 8 月 11 日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち昭和 31 年 4 月から同年 8 月 11 日までの期間及び申立期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和23年12月15日）及び資格取得日（昭和24年5月10日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和23年12月及び24年1月は900円、同年2月から同年4月までは1,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年2月23日から同年12月23日まで
② 昭和23年12月15日から24年5月10日まで

昭和22年2月から27年10月までA社に継続して勤務し、B業務に従事していたが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。自分と全く同じ期間において同所に勤務し、同じ仕事に従事していた弟には両申立期間についても加入記録が確認できるのに、自分の記録が無いのは納得できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す給与明細書等はないが、両申立期間について同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、A社において昭和22年12月23日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23年12月15日に資格を喪失後、24年5月10日に当該事業所において再度資格を取得しており、23年12月から24年4月までの申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が一緒に勤務していたとする申立人の弟は、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録によると、申立期間②において継続

して厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、同人に照会したところ、「申立人は、昭和 23 年 12 月から 24 年 5 月までの期間においても A 社に継続して勤務しており、入社から退社まで、自分と同じ B 業務に従事し、この間は雇用形態や勤務場所にも変化は無かった。」と供述している上、ほかに申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していなかったことをうかがわせる事情も無いことから判断すると、申立人は、申立期間②において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする申立人の弟以外の同僚 4 人のうち 3 人は、いずれも、申立期間②において継続して厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるほか、他の一人は、申立期間②中に同保険の被保険者資格を取得した後、申立期間②において継続して被保険者であったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間②当時、当該事業所において複数の厚生年金保険加入期間が確認できる者が申立人以外に二人確認できるところ、このうち一人は所在が不明であり、他の一人は現在事情を聴取することができない状況にあることから、これらの者から、当該事業所で厚生年金保険に加入していない期間における勤務状況等について確認することはできず、ほかに当該事業所において、継続して勤務している途中の期間について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る昭和 23 年 11 月及び 24 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人の弟の当該事業所に係る昭和 23 年 12 月から 24 年 4 月までの社会保険事務所（当時）の記録により、23 年 12 月及び 24 年 1 月は 900 円、同年 2 月から同年 4 月までは 1,500 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該事業所は昭和 28 年 12 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主の所在も不明であることから確認することができないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保

険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和22年12月23日であることが確認できることから、当該事業所は申立期間①において同保険の適用事業所に該当していた形跡が無い。

また、申立人は、「自分と一緒にA社に入社した自分の弟は、当該事業所で昭和22年2月23日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、自分も同日に資格取得していないのは納得できない。」と主張するが、オンライン記録によれば、申立人の弟の当該事業所における資格取得日は昭和22年2月23日とされている一方で、当時作成されたものと認められる当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の弟の資格取得年月日も当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日である22年12月23日と記録されている上、同名簿において同日より前に同保険の被保険者資格を取得した者はいないことが確認できるほか、健康保険厚生年金保険被保険者台帳索引票によっても、申立人及び申立人の弟を始め当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった時点で同保険の被保険者資格を取得した者7人の同保険被保険者記号番号が、いずれも22年12月に払い出されたことが確認できることを踏まえると、オンライン記録の入力作業を行った際に、申立人の弟の資格取得日を、同名簿に基づいて「昭和22年12月23日」と入力すべきところ、誤って「昭和22年2月23日」と入力したものと考えるのが妥当である。

さらに、申立人が申立人の弟以外に一緒に勤務していたとする同僚4人は、いずれも既に死亡しているか又は所在が不明であるほか、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、昭和22年12月23日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上述の7人のうち申立人及び当該同僚4人のうち同日に資格取得した3人を除く3人については、このうち二人は所在が不明であり、他の一人は現在事情を聴取することができない状況にあることから、これらの者から申立人の勤務状況、当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することはできず、ほかに申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

加えて、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、100万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の10万円とされているが、申立人は、申立期間について、標準賞与額（95万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を95万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

申立期間において、A社から賞与が支給されているが、オンライン記録では、当該賞与に係る標準賞与額が、実際に当該事業所から支給された賞与額よりも1桁少ない額となっている。

当該標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初10万円と記録されていたところ、A社が当該期間に係る報酬賞与額を10万円から100万円に訂正する届出を、2年以上を経過した平成21年2月20日付けで社会保険事務所（当時）に行っていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定では、政府の保険料徴収権が時効により消滅した時は、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正届に基づく標準賞与額（100万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（10万円）と

なっている。

しかしながら、申立期間の標準賞与額については、当該事業所が提出した申立期間に係る賃金台帳の写しにより、当該賃金台帳の写しの厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（95万5,000円）と事後訂正のオンライン記録（100万円）が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該事業所の賃金台帳の写しにより、標準賞与額95万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は金額を誤った賞与支払届出を社会保険事務所（当時）へ提出したとしていることから、当初、事業主は、訂正前の標準賞与額として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、75万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の7万5,000円とされているが、申立人は、申立期間について、標準賞与額(71万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を71万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

申立期間において、A社から賞与が支給されているが、オンライン記録では、当該賞与に係る標準賞与額が、実際に当該事業所から支給された賞与額よりも1桁少ない額となっている。

当該標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初7万5,000円と記録されていたところ、A社が当該期間に係る報酬賞与額を7万5,000円から75万円に訂正する届出を、2年以上を経過した平成21年2月20日付けで社会保険事務所(当時)に行っていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定では、政府の保険料徴収権が時効により消滅した時は、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正届に基づく標準賞与額(75万円)ではなく、当初記録されていた標準賞与額(7万

5,000円)となっている。

しかしながら、申立期間の標準賞与額については、当該事業所が提出した申立期間に係る賃金台帳の写しにより、当該賃金台帳の写しの厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額(71万7,000円)と事後訂正のオンライン記録(75万円)が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該事業所の賃金台帳の写しにより、標準賞与額71万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は金額を誤った賞与支払届出を社会保険事務所(当時)へ提出したとしていることから、当初、事業主は、訂正前の標準賞与額として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、75万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の7万5,000円とされているが、申立人は、申立期間について、標準賞与額(71万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を71万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

申立期間において、A社から賞与が支給されているが、オンライン記録では、当該賞与に係る標準賞与額が、実際に当該事業所から支給された賞与額よりも1桁少ない額となっている。

当該標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初7万5,000円と記録されていたところ、A社が当該期間に係る報酬賞与額を7万5,000円から75万円に訂正する届出を、2年以上を経過した平成21年2月20日付けで社会保険事務所(当時)に行っていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定では、政府の保険料徴収権が時効により消滅した時は、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正届に基づく標準賞与額(75万円)ではなく、当初記録されていた標準賞与額(7万

5,000円)となっている。

しかしながら、申立期間の標準賞与額については、当該事業所が提出した申立期間に係る賃金台帳の写しにより、当該賃金台帳の写しの厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額(71万7,000円)と事後訂正のオンライン記録(75万円)が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該事業所の賃金台帳の写しにより、標準賞与額71万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は金額を誤った賞与支払届出を社会保険事務所(当時)へ提出したとしていることから、当初、事業主は、訂正前の標準賞与額として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、130万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の13万円とされているが、申立人は、申立期間について、標準賞与額（123万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を123万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

申立期間において、A社から賞与が支給されているが、オンライン記録では、当該賞与に係る標準賞与額が、実際に当該事業所から支給された賞与額よりも1桁少ない額となっている。

当該標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初13万円と記録されていたところ、A社が当該期間に係る報酬賞与額を13万円から130万円に訂正する届出を、2年以上を経過した平成21年2月20日付けで社会保険事務所（当時）に行っていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定では、政府の保険料徴収権が時効により消滅した時は、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正届に基づく標準賞与額（130万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（13万円）と

なっている。

しかしながら、申立期間の標準賞与額については、当該事業所が提出した申立期間に係る賃金台帳の写しにより、当該賃金台帳の写しの厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（123万8,000円）と事後訂正のオンライン記録（130万円）が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該事業所の賃金台帳の写しにより、標準賞与額123万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は金額を誤った賞与支払届出を社会保険事務所（当時）へ提出したとしていることから、当初、事業主は、訂正前の標準賞与額として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、90万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の9万円とされているが、申立人は、申立期間について、標準賞与額（87万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を87万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

申立期間において、A社から賞与が支給されているが、オンライン記録では、当該賞与に係る標準賞与額が、実際に当該事業所から支給された賞与額よりも1桁少ない額となっている。

当該標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初9万円と記録されていたところ、A社が当該期間に係る報酬賞与額を9万円から90万円に訂正する届出を、2年以上を経過した平成21年2月20日付けで社会保険事務所（当時）に行っていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定では、政府の保険料徴収権が時効により消滅した時は、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正届に基づく標準賞与額（90万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（9万円）と

なっている。

しかしながら、申立期間の標準賞与額については、当該事業所が提出した申立期間に係る賃金台帳の写しにより、当該賃金台帳の写しの厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（87万7,000円）と事後訂正のオンライン記録（90万円）が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該事業所の賃金台帳の写しにより、標準賞与額87万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は金額を誤った賞与支払届出を社会保険事務所（当時）へ提出したとしていることから、当初、事業主は、訂正前の標準賞与額として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、110万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の11万円とされているが、申立人は、申立期間について、標準賞与額（104万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を104万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

申立期間において、A社から賞与が支給されているが、オンライン記録では、当該賞与に係る標準賞与額が、実際に当該事業所から支給された賞与額よりも1桁少ない額となっている。

当該標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初11万円と記録されていたところ、A社が当該期間に係る報酬賞与額を11万円から110万円に訂正する届出を、2年以上を経過した平成21年2月20日付けで社会保険事務所（当時）に行っていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定では、政府の保険料徴収権が時効により消滅した時は、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正届に基づく標準賞与額（110万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（11万円）と

なっている。

しかしながら、申立期間の標準賞与額については、当該事業所が提出した申立期間に係る賃金台帳の写しにより、当該賃金台帳の写しの厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（104万7,000円）と事後訂正のオンライン記録（110万円）が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該事業所の賃金台帳の写しにより、標準賞与額104万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は金額を誤った賞与支払届出を社会保険事務所（当時）へ提出したとしていることから、当初、事業主は、訂正前の標準賞与額として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、90万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の9万円とされているが、申立人は、申立期間について、標準賞与額（85万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を85万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

申立期間において、A社から賞与が支給されているが、オンライン記録では、当該賞与に係る標準賞与額が、実際に当該事業所から支給された賞与額よりも1桁少ない額となっている。

当該標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初9万円と記録されていたところ、A社が当該期間に係る報酬賞与額を9万円から90万円に訂正する届出を、2年以上を経過した平成21年2月20日付けで社会保険事務所（当時）に行っていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定では、政府の保険料徴収権が時効により消滅した時は、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正届に基づく標

準賞与額（90万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（9万円）となっている。

しかしながら、申立期間の標準賞与額については、当該事業所が提出した申立期間に係る賃金台帳の写しにより、当該賃金台帳の写しの厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（85万7,000円）と事後訂正のオンライン記録（90万円）が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該事業所の賃金台帳の写しにより、標準賞与額85万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は金額を誤った賞与支払届出を社会保険事務所（当時）へ提出したとしていることから、当初、事業主は、訂正前の標準賞与額として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、70万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の7万円とされているが、申立人は、申立期間について、標準賞与額（68万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を68万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

申立期間において、A社から賞与が支給されているが、オンライン記録では、当該賞与に係る標準賞与額が、実際に当該事業所から支給された賞与額よりも1桁少ない額となっている。

当該標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初7万円と記録されていたところ、A社が当該期間に係る報酬賞与額を7万円から70万円に訂正する届出を、2年以上を経過した平成21年2月20日付けで社会保険事務所（当時）に行っていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定では、政府の保険料徴収権が時効により消滅した時は、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正届に基づく標準賞与額（70万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（7万円）と

なっている。

しかしながら、申立期間の標準賞与額については、当該事業所が提出した申立期間に係る賃金台帳の写しにより、当該賃金台帳の写しの厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（68万2,000円）と事後訂正のオンライン記録（70万円）が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該事業所の賃金台帳の写しにより、標準賞与額68万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は金額を誤った賞与支払届出を社会保険事務所（当時）へ提出したとしていることから、当初、事業主は、訂正前の標準賞与額として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、50万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の5万円とされているが、申立人は、申立期間について、標準賞与額（48万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を48万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

申立期間において、A社から賞与が支給されているが、オンライン記録では、当該賞与に係る標準賞与額が、実際に当該事業所から支給された賞与額よりも1桁少ない額となっている。

当該標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初5万円と記録されていたところ、A社が当該期間に係る報酬賞与額を5万円から50万円に訂正する届出を、2年以上を経過した平成21年2月20日付けで社会保険事務所（当時）に行っていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定では、政府の保険料徴収権が時効により消滅した時は、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正届に基づく標準賞与額（50万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（5万円）と

なっている。

しかしながら、申立期間の標準賞与額については、当該事業所が提出した申立期間に係る賃金台帳の写しにより、当該賃金台帳の写しの厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（48万7,000円）と事後訂正のオンライン記録（50万円）が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該事業所の賃金台帳の写しにより、標準賞与額48万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は金額を誤った賞与支払届出を社会保険事務所（当時）へ提出したとしていることから、当初、事業主は、訂正前の標準賞与額として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、40万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の4万円とされているが、申立人は、申立期間について、標準賞与額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

申立期間において、A社から賞与が支給されているが、オンライン記録では、当該賞与に係る標準賞与額が、実際に当該事業所から支給された賞与額よりも1桁少ない額となっている。

当該標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初4万円と記録されていたところ、A社が当該期間に係る報酬賞与額を4万円から40万円に訂正する届出を、2年以上を経過した平成21年2月20日付けで社会保険事務所（当時）に行っていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定では、政府の保険料徴収権が時効により消滅した時は、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正届に基づく標準賞与額（40万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（4万円）と

なっている。

しかしながら、申立期間の標準賞与額については、当該事業所が提出した申立期間に係る賃金台帳の写しにより、当該賃金台帳の写しの厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（38万円）と事後訂正のオンライン記録（40万円）が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該事業所の賃金台帳の写しにより、標準賞与額38万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は金額を誤った賞与支払届出を社会保険事務所（当時）へ提出したとしていることから、当初、事業主は、訂正前の標準賞与額として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、35万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の3万5,000円とされているが、申立人は、申立期間について、標準賞与額(33万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を33万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

申立期間において、A社から賞与が支給されているが、オンライン記録では、当該賞与に係る標準賞与額が、実際に当該事業所から支給された賞与額よりも1桁少ない額となっている。

当該標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初3万5,000円と記録されていたところ、A社が当該期間に係る報酬賞与額を3万5,000円から35万円に訂正する届出を、2年以上を経過した平成21年2月20日付けで社会保険事務所(当時)に行っていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定では、政府の保険料徴収権が時効により消滅した時は、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正届に基づく標準賞与額(35万円)ではなく、当初記録されていた標準賞与額(3万

5,000円)となっている。

しかしながら、申立期間の標準賞与額については、当該事業所が提出した申立期間に係る賃金台帳の写しにより、当該賃金台帳の写しの厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額(33万2,000円)と事後訂正のオンライン記録(35万円)が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該事業所の賃金台帳の写しにより、標準賞与額33万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は金額を誤った賞与支払届出を社会保険事務所(当時)へ提出したとしていることから、当初、事業主は、訂正前の標準賞与額として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、43万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の4万3,000円とされているが、申立人は、申立期間について、標準賞与額(41万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を41万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

申立期間において、A社から賞与が支給されているが、オンライン記録では、当該賞与に係る標準賞与額が、実際に当該事業所から支給された賞与額よりも1桁少ない額となっている。

当該標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初4万3,000円と記録されていたところ、A社が当該期間に係る報酬賞与額を4万3,000円から43万円に訂正する届出を、2年以上を経過した平成21年2月20日付けで社会保険事務所(当時)に行っていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定では、政府の保険料徴収権が時効により消滅した時は、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正届に基づく標準賞与額(43万円)ではなく、当初記録されていた標準賞与額(4万

3,000円)となっている。

しかしながら、申立期間の標準賞与額については、当該事業所が提出した申立期間に係る賃金台帳の写しにより、当該賃金台帳の写しの厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額(41万9,000円)と事後訂正のオンライン記録(43万円)が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該事業所の賃金台帳の写しにより、標準賞与額41万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は金額を誤った賞与支払届出を社会保険事務所(当時)へ提出したとしていることから、当初、事業主は、訂正前の標準賞与額として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、27万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の2万7,000円とされているが、申立人は、申立期間について、標準賞与額（25万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

申立期間において、A社から賞与が支給されているが、オンライン記録では、当該賞与に係る標準賞与額が、実際に当該事業所から支給された賞与額よりも1桁少ない額となっている。

当該標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初2万7,000円と記録されていたところ、A社が当該期間に係る報酬賞与額を2万7,000円から27万円に訂正する届出を、2年以上を経過した平成21年2月20日付けで社会保険事務所（当時）に行っていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定では、政府の保険料徴収権が時効により消滅した時は、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正届に基づく標準賞与額（27万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（2万

7,000円)となっている。

しかしながら、申立期間の標準賞与額については、当該事業所が提出した申立期間に係る賃金台帳の写しにより、当該賃金台帳の写しの厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額(25万7,000円)と事後訂正のオンライン記録(27万円)が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該事業所の賃金台帳の写しにより、標準賞与額25万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は金額を誤った賞与支払届出を社会保険事務所(当時)へ提出したとしていることから、当初、事業主は、訂正前の標準賞与額として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、20万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の2万円とされているが、申立人は、申立期間について、標準賞与額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年12月22日

申立期間において、A社から賞与が支給されているが、オンライン記録では、当該賞与に係る標準賞与額が、実際に当該事業所から支給された賞与額よりも1桁少ない額となっている。

当該標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初2万円と記録されていたところ、A社が当該期間に係る報酬賞与額を2万円から20万円に訂正する届出を、2年以上を経過した平成21年2月20日付けで社会保険事務所（当時）に行っていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定では、政府の保険料徴収権が時効により消滅した時は、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正届に基づく標準賞与額（20万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（2万円）と

なっている。

しかしながら、申立期間の標準賞与額については、当該事業所が提出した申立期間に係る賃金台帳の写しにより、当該賃金台帳の写しの厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（19万円）と事後訂正のオンライン記録（20万円）が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該事業所の賃金台帳の写しにより、標準賞与額19万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は金額を誤った賞与支払届出を社会保険事務所（当時）へ提出したとしていることから、当初、事業主は、訂正前の標準賞与額として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、100万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の10万円とされているが、申立人は、申立期間について、標準賞与額（97万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を97万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月22日

申立期間において、A社から賞与が支給されているが、オンライン記録では、当該賞与に係る標準賞与額が、実際に当該事業所から支給された賞与額よりも1桁少ない額となっている。

当該標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初10万円と記録されていたところ、A社が当該期間に係る報酬賞与額を10万円から100万円に訂正する届出を、2年以上を経過した平成21年2月20日付けで社会保険事務所（当時）に行っていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定では、政府の保険料徴収権が時効により消滅した時は、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正届に基づく標準賞与額（100万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（10万円）と

なっている。

しかしながら、申立期間の標準賞与額については、当該事業所が提出した申立期間に係る賃金台帳の写しにより、当該賃金台帳の写しの厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（97万5,000円）と事後訂正のオンライン記録（100万円）が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る当該事業所の賃金台帳の写しにより、標準賞与額97万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は金額を誤った賞与支払届出を社会保険事務所（当時）へ提出したとしていることから、当初、事業主は、訂正前の標準賞与額として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

A社は最初に就職した会社であり、雇用保険及び厚生年金保険に加入していた。

同社を退職したのは昭和43年3月31日であるのに、同年3月分の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びオンライン記録により、申立人は、A社を昭和43年3月30日に離職し、同月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、当該事業所において社会保険関係事務を担当していた同僚は、「申立人が退職した日は昭和43年3月31日であったが、同日は日曜日であったので自分の手違いで離職日と喪失日を1日ずつずらして届出を行ってしまった。当該事業所での給与は月末締めで、保険料の控除は当月控除であったので、申立人の3月分の給与は同月30日に支給し、その際、3月分の厚生年金保険料も一緒に控除した。」と供述しており、同人の供述どおり昭和43年3月31日は日曜日であることが確認できる上、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち二人は、「申立人は、昭和43年3月末日まで当該事業所に勤務した。」と供述していることから、前述の社会保険関係の事務を担当

していたとする同僚の供述は信ぴょう性が高いと考えられる（残りの一人は、「申立期間より前に当該事業所を退職しているため、不明。」と供述。）。

また、社会保険事務所（当時）の記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった昭和29年4月1日から44年4月1日までの期間に厚生年金保険被保険者であった者は、申立人を含めて延べ83人確認でき、これらの者の被保険者資格喪失日を見たところ、月初（1日付け）に資格喪失した者が52人、月末に資格喪失した者が4人見られ（残りの者は月半ばに資格喪失）、月初に被保険者資格を喪失した者が大半であることが確認できる上、月末に資格喪失した4人のうち3人（申立人を含む）は、申立人と同日の43年3月31日に資格喪失したことが確認できる。

さらに、当該事業所から事業を引き継いだB社では、申立人の当該事業所における退職日及び厚生年金保険被保険者資格の喪失届等について「申立期間当時は別会社であったので、資料も無く、何も分からないが、申立期間当時の事務担当者を探し出せたので、その者に確認したところ、申立人の退職日は昭和43年3月31日であったにもかかわらず、その日は日曜日であったので、自分のミスで雇用保険の離職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日を実際より1日早くしてしまったと言っていた。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が、同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社の資格取得日に係る記録を昭和58年2月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を58年2月から同年7月までは17万円、同年8月から59年9月までは15万円、同年10月から60年4月までは19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月ごろから60年5月1日まで

昭和58年2月ごろからA社D営業所に勤務し、E業務を担当していたが、社会保険事務所（当時）の記録によると厚生年金保険の被保険者資格取得日が60年5月1日となっている。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社D営業所の営業所長は、「自分は昭和58年10月から営業所長をしていたが、申立人は自分より先に勤務し、F業務を担当していた。自分が61年3月に転勤になるまでは、申立人の雇用形態に変更は無く、継続して勤務していた。」と述べている。

また、申立人が一緒に当該事業所に入社したという3人の同僚に照会したところ、全員が「昭和58年2月ごろに申立人を含めた4人が一緒に入社した。全員がF業務を担当しており、雇用形態も同じであった。入社と同時に厚生年金保険に加入し、毎月の給与から保険料が控除されていた。」と述べており、社会保険事務所（当時）の記録からこれら3人の同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日を確認したところ、一人は昭和58年6月1日になっているものの、他の二人は同年2月2日になっている上、雇用保険の加入記録によると、申立

人を含めた全員が60年3月1日に被保険者資格を取得している。

さらに、社会保険事務所（当時）の記録から当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認でき、申立人同様にF業務を担当していたという者は「自分は入社と同時に厚生年金保険に加入し、毎月の給与から保険料が控除されていた。」と述べていることから、当該事業所では、F業務を担当しているE職は、試用期間等が無く、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたものと考えられ、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していないのは不自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と一緒にA社D営業所に入社した同年代の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和58年2月から同年7月までは17万円、同年8月から59年9月までは15万円、同年10月から60年4月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料が無く不明としているが、仮に、申立人が昭和58年2月2日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出が提出された場合は、その後、被保険者報酬月額算定基礎届が2回提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が60年5月1日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る58年2月から60年4月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1640

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA省B局C事業所（現在は、A省D局E事業所）における資格取得日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から同年5月1日まで

A省B局C事業所には、昭和35年4月1日に採用されたのに、社会保険事務所（当時）の記録によると厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年5月1日となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D局が保管する人事記録により、申立人は、申立期間においてA省B局C事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に照会したところ、「申立人は、常用作業員（2か月ごとの更新）としてA省B局C事業所のF係でG職をしていた。」と回答している。

さらに、D局から提出のあったA省通知により、申立期間当時の常用作業員は、健康保険と厚生年金保険の強制適用の取扱いに属する者となっている。

また、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者に照会したところ、「自分は、H資格が無い現地採用者のため、厚生年金保険に加入するまで1か月の試用期間があったが、申立人は本採用のため採用と同時に厚生年金保険に加入していたはずだ。申立人の厚生年金保険の加入日が5月1日になっているのは事務担当者が間違っ社会保険事務所（当時）に届け出たものと思われる。」と述べている。

加えて、当該事業所が保管する「広報誌」によると、昭和35年4月1日付けの新規採用者は36人であり、そのうち社会保険事務所（当時）の記録から

年金記録が確認できた 31 人（申立人を含む。）のうち、申立期間に厚生年金保険あるいは I 共済組合の被保険者記録が確認できる者が 28 人おり、これらの記録が確認できなかった 3 人は、申立期間には厚生年金保険の適用事業所に該当していなかった事業所に配属になった一人と、既に申立期間には適用事業所に該当していた A 省 B 局 C 事業所に配属になった申立人を含めた二人であり、前述の同僚等の供述を裏付けている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 省 B 局 C 事業所に係る昭和 35 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成15年12月30日、16年6月30日及び同年12月30日の標準賞与額をそれぞれ、39万4,000円、37万7,000円及び37万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月30日
② 平成16年6月30日
③ 平成16年12月30日

A社から平成15年12月30日、16年6月30日及び同年12月30日に支給された標準賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる賞与支払明細書があるので、標準賞与額に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与支払明細書により、申立人は、平成15年12月30日、16年6月30日及び同年12月30日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書における厚生年金保険料控除額から申立期間①は39万4,000円、申立期間②は37万7,000円及び申立期間③は37万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係るすべての申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、各申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人のすべての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はすべての申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 1385

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年3月から52年3月まで

私は、会社を退職後、国民年金に加入したが、いつ、だれが、どこで加入手続を行ったかについては覚えていない。

申立期間の保険料は、毎月、妻が妻自身の保険料と一緒に、区役所から送付された納付書に現金を添えて、A銀行B支店（現在は、C銀行D支店）で納付してくれたはずである。領収書は納付した際に受け取ったはずだが、現在持っていない。

申立期間の保険料を納付した事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自分自身の国民年金の加入手続について不明であるとしているが、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和52年8月1日に夫婦2番違いで払い出されていることが確認でき、この時点で、申立期間は過年度納付が可能な期間であるものの、申立期間の保険料を納付したとするその妻は申立人の保険料をさかのぼって納付した記憶が無いとしている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、その妻が妻自身の分と一緒に毎月保険料を納付したとしているが、申立期間当時の保険料の納期は3か月ごとである。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間の保険料をA銀行B支店において、その妻が妻自身の分と一緒に納付したと主張するが、同銀行の保険料納付に係る帳票類の保存年限が経過しているため、申立人の保険料の納付事実を確認することはできない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から52年3月まで

私は、昭和50年2月ごろ、自分の意思でA市B区役所へ行き、夫とは別に国民年金の加入手続を行った。

申立期間の保険料は、毎月、夫の保険料と一緒に区役所から送付された納付書に現金を添えて、C銀行D支店（現在は、E銀行F支店）で納付した。領収書は納付した際に受け取ったが、現在持っていない。

申立期間の保険料を納付した事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年2月ごろ、その夫とは別に国民年金の加入手続を行ったと主張するが、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、52年8月1日に夫婦2番違いで払い出されていることが確認できることから、申立人夫婦の加入手続は同時に行われたものと推認できる。

また、申立人の国民年金加入手続の時点で、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、残りの申立期間は過年度納付が可能な期間であるものの、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶が無い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、その夫の分と一緒に毎月保険料を納付したとしているが、申立期間当時の保険料の納期は3か月ごとである。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は、申立期間の保険料をC銀行D支店において、その夫の分と一緒に納付したと主張するが、同銀行の保険料納付に係る帳票類の保存年限が経過しているため、申立人の保険料の納付事実を確認

することはできない。

その上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1387

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から55年3月まで

私の年金手帳によると、昭和51年1月に国民年金の被保険者資格を取得しているが、申立期間については、保険料の未納期間となっている。申立期間当時は十分に保険料を納付できる資力があり、私の妻が加入手続と同時に口座振替手続を行ってくれたはずである。

申立期間に係る保険料を納付していた事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、周辺番号の被保険者状況調査結果により昭和57年10月ごろに払い出されたものと推定でき、その時点で、申立期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができない期間である。

また、i) A市が保管する被保険者名簿には、申立人の国民年金加入届出年月日欄に昭和57年10月1日と記入されていること、ii) 同名簿及び社会保険事務所(当時)の保管する被保険者台帳(マイクロフィルム)により、申立期間後の昭和55年度及び56年度の申立人の国民年金保険料については、57年10月9日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続時点で納付可能な期間の保険料として、申立人がさかのぼって納付したものと推認できる。

さらに、申立人は、「国民年金の加入手続をして、すぐに口座振替手続を行った。」と述べているところ、A市が保管する被保険者名簿によると、申立人の口座振替開始時期は昭和58年1月となっており、申立人の国民年金加入手続と推認される時期と同時期に口座振替の手続が行われたことがうかがえる。

加えて、申立期間は51か月と長期間である上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1388

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 61 年 6 月まで

私は、会社を辞めた昭和 58 年 3 月ごろ、A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、毎月、私が近くの金融機関で納付していたが、申立期間のうち私が C 市に住んでいた期間は、私の母親が私に代わって保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間の保険料納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた昭和 58 年 3 月ごろに A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行い、同年 3 月からの国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、63 年 10 月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人が国民年金に加入したのはこのころであり、申立期間に係る申立人の国民年金被保険者資格は、国民年金加入手続と同時に、厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日に合わせてさかのぼって取得処理されたもので、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であったものと推認できる。

また、申立期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 63 年 10 月の時点では、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるところ、オンライン記録から、i) 時効完成前の 61 年 7 月から 63 年 3 月までの期間に係る保険料は、63 年 10 月以降数回にわたって過年度納付されていること、ii) 昭和 63 年度に係る保険料も 63 年 11 月以降数回にわたって現年度納付されていることが確認できることから、申立人が国民年金に加入し保険料の納付を行った時期は、63 年 10 月以降であったものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を毎月金融機関で納付したとしている

が、A市の納付書が3か月納付方式から毎月納付方式に変更されたのは昭和60年度以降であることから、申立期間のうち昭和58年3月から60年3月までの期間については、申立人の主張する納付方法（毎月納付）と当時の納付方法（3か月納付）は一致しない。

加えて、申立人は、申立期間のうち、申立人がC市内の専門学校に在学していた昭和60年4月から61年7月ごろまでの国民年金保険料は、A市から発行された納付書により、申立人の母親が同市内の金融機関で納付してくれていたと主張しているが、その母親の記憶はあいまいであり、当該期間に係る具体的な保険料納付状況は不明であるほか、申立人は転居の都度、住民票を移したとも記憶しているため、この当時、住所地でないA市から納付書が発行されるとは考え難い。

その上、申立期間当時、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から50年3月まで

昭和43年9月ごろ、私は、当時居住していたアパートを訪れた中年男性に勧められたので、国民年金に加入し、それ以降、保険料を納付してきたはずなのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、その夫と連番になっている上、当該番号前後の任意加入被保険者の同手帳記号番号調査により、昭和50年7月ごろに払い出されたものと推定できることから、申立人及びその夫の国民年金の加入手続はそのころに行われたものであり、申立人の年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日（昭和36年*月*日）」は、当該払出時期からさかのぼって取得されたものと推認できる。

また、申立人に対し、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であり、保険料が納付できない期間である上、A市に保管されている国民年金被保険者過年度納付記録簿及び社会保険庁（当時）のオンライン記録は共に未納期間で一致している。

さらに、申立人は国民年金の加入手続に係る記憶が無く、国民年金保険料の納付に係る記憶はあいまいであり、当時の具体的な状況は不明である上、当該国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は特例納付及び過年度納付以外に納付する方法が無いが、申立人には、さかのぼって保険料を納付した記憶も無い。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から50年3月まで

私は、昭和48年3月に家業を継ぐため、会社を退職するとともに国民年金に加入した。申立期間は、私の妻が私の分と併せて夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、その妻と連番になっている上、当該番号前後の任意加入被保険者の同手帳記号番号調査により、昭和50年7月ごろに払い出されたものと推定できることから、申立人及びその妻の国民年金の加入手続はそのころに行われたものであり、申立人の年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日（昭和38年*月*日）」は、当該払出時期からさかのぼって取得されたものと推認できる。

また、社会保険庁（当時）のオンライン記録から、申立人が60歳に到達した以降の平成15年10月24日に、申立人の厚生年金保険被保険者期間（①昭和38年8月1日から39年5月26日まで、②43年3月1日から47年9月1日まで、③47年10月4日から48年3月22日まで）の加入記録が統合され、これに伴って国民年金の資格得喪記録が追加されたことが確認でき、昭和48年3月当時に厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切になされていなかったことがうかがえる上、申立人に対し、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないほか、A市に保管されている国民年金被保険者過年度納付記録簿及び社会保険庁（当時）のオンライン記録は共に未納期間で一致している。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその

妻の記憶はあいまいであり、当時の具体的な状況は不明である上、当該国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は特例納付及び過年度納付以外に納付する方法が無いが、申立人の妻には、さかのぼって申立人の保険料を納付した記憶も無い。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 31 日から 35 年 5 月 16 日まで
② 昭和 36 年 3 月 1 日から 44 年 1 月 10 日まで

申立期間①はA省B局C事業所に勤務し、また、申立期間②はD社に勤務していたが、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A省B局C事業所に係る健康保険被保険者名簿の記録から判断すると、申立人は、申立期間①中にA省B局C事業所において期間雇用の作業員として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A省B局C事業所は昭和 29 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、その後の 30 年 11 月 1 日に健康保険のみの包括適用事業所ともなっているところ、前述の名簿は健康保険のみの適用を受ける事業所の名簿であることから、申立人は申立期間①の各年度について健康保険のみに加入し、厚生年金保険には加入していなかったことが確認できる。

また、前述の名簿には、申立人の妻が名前を挙げた同職種の同僚を含み各年度 100 人以上が記載されており、申立人と同じ作業員とみられる同僚も申立人と同様に健康保険のみに加入し、厚生年金保険に加入していなかったことが確認できる。

さらに、A省B局C事業所の業務を継承するA省E局F事業所では、当時の資料は保存されていないとしている上、申立人の妻が名前を挙げた同僚は

既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料及び供述等を得ることができない。

加えて、当該事業所に係る厚生年金保険及び健康保険の両方が適用されている健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②について、同僚の供述、雇用保険の被保険者記録、A省B局C事業所及びG事業所に係る健康保険被保険者名簿の記録から判断すると、昭和36年5月から同年8月まではA省B局C事業所、同年9月から40年11月まではG事業所及び41年6月から44年1月まではD社において、期間雇用の作業員として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、前述のA省B局C事業所及びG事業所の被保険者名簿は、健康保険のみの適用を受ける事業所の名簿であることから、申立人は申立期間②のうち両事業所に係る期間の各年度について、健康保険のみに加入し、厚生年金保険に加入していなかったことが確認できる。

また、両事業所に係る前述の名簿には、申立人の妻が名前を挙げた同職種の同僚を含む各年度100人以上が記載されており、申立人と同じ作業員とみられる同僚も申立人と同様に健康保険のみに加入し、厚生年金保険に加入していなかったことが確認できる。

さらに、両事業所の業務を継承するA省E局F事業所では、当時の資料は保存されていないとしている上、申立人の妻が名前を挙げた同僚は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料及び供述等を得ることができない。

加えて、両事業所に係る厚生年金保険及び健康保険の両方が適用されている健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 D社はオンライン記録によると昭和38年6月15日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②の一部は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、D社の現在の事業主は、「当時の事業主は既に死亡していることから、基準等は定かではないが、当時、作業所の従業員は厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」としている上、当時の事務担当者は「当時は、役職者や通年雇用の責任者のみを厚生年金保険に加入させており、作業所の作業員は請負のような雇用形態であったことから、これには加入させていなかった。その後、作業所の責任者等を加入させるようになったが、作業所作業員を全員加入させるようになったのは昭和61年ごろであった。」と供述

している。

さらに、申立人と一緒に勤務したとする同僚は「昭和 36 年ごろから毎年
期間雇用の作業員として当該事業所で勤務しているが、47 年まで厚生年金
保険に加入できなかった。その間の保険料の控除について記憶は無い。」と
供述しており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票による
と、当該同僚は昭和 47 年 5 月 6 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し
ていることが確認できる。

加えて、複数の同僚は昭和 41 年当時、作業所作業員を含め 60 人以上の従
業員がいたと供述しているところ、当該事業所の被保険者は最大でも 18 人
であることが確認できることから、事業主は、作業員の厚生年金保険の適用
について、雇用形態、身分等の何らかの基準により、従業員ごとに加入の判
断を行っていたものと推測される。

- 4 申立人が両申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控
除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確
認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を
各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月16日から同年8月31日まで
昭和54年4月16日にA社B支店の参与として同年8月末まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
昭和54年の確定申告書の控えに社会保険料控除の記載があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社が発行する研修通知書、昭和54年の確定申告書の控え、当時の手帳及び同僚からの手紙から判断すると、申立人が申立期間中にA社B支店に参与として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社では、当時の参与に関する人事関係資料等は保存していないことから、申立人の勤務状況等に関する関連資料等を得ることができないところ、当該事業所では、当時の参与（嘱託）の採用条件及び業務内容について「参与は、委任契約であり、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険は適用しない取扱いの職種であった。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同職種の別の支店の同僚は、オンライン記録によるとA社における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、申立期間における申立人の当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録及びA社健康保険組合に係る組合健康保険の被保険者記録は確認できないことから、申立人は厚生年金保険の被保険者とはならない嘱託社員であったものと推認できる。

さらに、申立人が提出した昭和54年の確定申告書の控えに記載されている社会保険料控除額のうち「任意継続分」と記載されている金額は、申立期間を含む同年4月から同年12月までのC共済組合に係る健康保険の任意継続保険料に符合する上、社会保険料控除額のうち「社保」と記載されている金額は、

申立人が同年1月から3月まで組合員であったC共済組合の長期及び短期(保険料)掛金額にほぼ一致していることから、当該確定申告書の控えをもって、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を推認することはできない。

加えて、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月2日から同年9月1日まで
A社に昭和17年6月22日から20年9月1日まで継続して勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を社会保険事務所(当時)からもらった。
当時の給与明細書等はないが、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したが、「当時の関連資料はすべて廃棄処分している。」と回答していることから、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人は一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格取得が確認できる19人のうち所在が特定できた8人に照会し、5人から回答が得られたところ、このうち一人が、「申立人が勤務していた期間については記憶していないが、申立人と一緒に勤務していた。」と供述しているものの、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日は昭和20年7月1日と記載されていることが確認でき、この記載内容に訂正等の不自然さはみられない。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 3 月から同年 6 月 1 日まで
知人の紹介により、平成 13 年 3 月に A 社に入社したが、社会保険事務所（当時）の記録では、同年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになっており、入社日と違っている。
申立期間について、当該事業所は勤務していた事実を認めているので、給与明細書等の資料は保管していないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人の勤務開始時期に関する回答から判断すると、申立期間において、申立人は、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、当該事業所は、申立人について、平成 13 年 6 月 1 日付けで厚生年金保険の資格取得の届出を行ったことが確認できる上、雇用保険の被保険者記録においても、同日に資格取得しており、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

また、当該事業所から提出された申立人に係る「平成 13 年分給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料等の金額は、平成 13 年 6 月から申立人が当該事業所を退職した同年 10 月 13 日までの期間について試算により算出した雇用保険料並びにオンライン記録の標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料を合計した金額とおおむね一致することから、申立期間に係る厚生年金保険料については、控除されていなかったと考えられる。

さらに、当該事業所は、「申立人は、平成 13 年 3 月から同年 5 月末までの期間は、臨時雇用として仕事がある時のみ出勤する日給対象者であり、同年 6 月

から、厚生年金保険を適用する月給対象者となった。厚生年金保険料は、同保険に加入した月から控除している。」と供述している。

加えて、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる9人に照会したところ、回答が得られた3人のうちの一人は、「当該事業所では、仕事量の少ない5月末まではアルバイトとして日給制であり、6月から月給制になり厚生年金保険に加入した。同保険に加入してから保険料が控除されるようになった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1632(事案 758 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 12 日から 38 年 7 月 28 日まで

社会保険事務所(当時)から申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答を受けたが、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので第三者委員会に申し立てたところ、年金記録を訂正する必要が無いとの結果が通知された。当時の状況を証言してくれる同僚及び友人が3人見つかったので、それらの者に確認してもらいたく、再度、申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人が勤務していた事業所で厚生年金保険被保険者資格を申立人と同時期に喪失した同僚の脱退手当金の支給状況及び複数の同僚の供述内容から、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii)申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、iii)申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに同僚及び友人として3人の名前を挙げ、これらの者から当時の状況の確認を求めているため、当該同僚等に確認したが、いずれの者からも申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる情報及び資料は得られなかった。

このことを踏まえると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 14 日から 41 年 4 月 17 日まで

脱退手当金を受給したとされている時期は、長男出産の1か月前であり、医師の指示により無理な生活は避け、家事も最低限に抑えていた。そのような時期は脱退手当金を請求することも受給することもできなかったはずである。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年6月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで

申立期間の前の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給したが、申立期間については、受け取った覚えは無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、同じ厚生年金保険被保険者番号で管理され、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人が受給を認めている期間の事業所の厚生年金保険被保険者原票には、当該事業所を最終事業所とする脱退手当金の受給記録がある者にはすべて「脱」表示があるが、申立人には当該表示は無く、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたこととうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、事業所を退職した約2か月後の昭和48年9月5日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年11月2日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立事業所の申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間とそれ以前の期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和48年11月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわゆる「うかがえない」上、申立人から聴取しても、申立期間の脱退手当金を受給していないことを疑わ

せる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 1 月 1 日から 18 年 10 月 1 日まで

申立期間はA社に短期雇用1年更新の準社員として勤務していたが、自分が保管している給与明細書に記載された給与支給総額と社会保険庁が記録する標準報酬月額が一部相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間のうち平成 15 年 9 月、16 年 3 月、同年 11 月から 18 年 3 月までの期間及び同年 6 月から同年 9 月までの期間については、申立人が保管する給与明細書に記載された給与支給額に見合う標準報酬月額（平成 15 年 9 月は 44 万円、16 年 3 月は 56 万円、同年 11 月は 44 万円、同年 12 月及び 17 年 1 月は 38 万円、同年 2 月は 41 万円、同年 3 月は 44 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 38 万円、同年 6 月は 36 万円、同年 7 月は 62 万円、同年 8 月は 38 万円、同年 9 月は 41 万円、同年 10 月は 62 万円、同年 11 月は 50 万円、同年 12 月から 18 年 3 月までは 62 万円、同年 6 月は 38 万円、同年 7 月は 62 万円、同年 8 月は 41 万円、同年 9 月は 38 万円）は、オンライン記録で確認できる標準報酬月

額（平成15年9月及び16年3月は41万円、同年11月から17年8月までの期間は32万円、17年9月から18年3月までの期間及び同年6月から同年9月までは36万円）よりもいずれも高額であるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額、オンライン記録で確認できる標準報酬月額とすべて合致しており、この一方で、申立期間のうち15年1月から同年8月までの期間、同年10月から16年2月までの期間、同年4月から同年10月までの期間、18年4月及び同年5月の給与明細書に記載された給与支給額に見合う標準報酬月額（平成15年1月は36万円、同年2月及び同年3月は41万円、同年4月は34万円、同年5月は50万円、同年6月は38万円、同年7月は50万円、同年8月、同年10月及び同年11月は41万円、同年12月は30万円、16年1月及び同年2月は41万円、同年4月及び同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月及び同年10月は32万円、18年4月は36万円、同年5月は32万円）は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（平成15年1月から同年8月までの期間は50万円、同年10月から16年2月までの期間及び同年4月から同年8月までの期間は41万円、同年9月及び同年10月は32万円、18年4月及び同年5月は36万円）と合致しているか又はこれよりも低額である上、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（平成15年1月から同年8月までの期間は50万円、同年10月から16年2月までの期間及び同年4月から同年8月までの期間は41万円、同年9月及び同年10月は32万円、18年4月及び同年5月は36万円）は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と合致していることから、いずれも、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1636

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月30日から40年4月19日まで
昭和25年2月にA社に入社し、平成4年2月末に定年退職するまで継続して勤務した。
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が所持しているA社の退職金計算書の写し及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成11年6月3日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、同年*月*日に破産宣告を受けているほか、当時の社会保険事務担当者も特定できないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できない。

また、申立人から提出のあった昭和39年及び40年の源泉徴収票に記載された社会保険料は、厚生年金保険の加入期間のある期間(昭和39年1月から同年11月までの期間及び40年4月から同年12月までの期間)の、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額から求められる厚生年金保険料及び健康保険料並びに源泉徴収票に記載された給与支払総額から求められる雇用保険料の合計額とほぼ一致することから、当該源泉徴収票により、既に加入記録のある期間の厚生年金保険料しか給与から控除されていなかったと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1637

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 3 日から 52 年 2 月 28 日まで

昭和 50 年 4 月 3 日に A 社を法務局に登録するに当たり、常勤の取締役が 3 人必要とのことであったので、夫及び義弟と共に取締役になり、当該事業所に勤務した。担当業務は、給与計算、社会保険の届出及び経理関係全般で、当該事業所が設立されると同時にそれまで加入していた国民年金の被保険者資格喪失届を行い、厚生年金保険に加入したと思う。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）が保管する A 社に係る申立人の夫の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 50 年 4 月 3 日にその夫の被扶養者となり、52 年 3 月 1 日に扶養終了したことが確認できる上、当該事業所に係る申立人の同原票により、申立人は、同日付けで当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、申立人は、申立期間においては当該事業所に出勤せず、自宅で仕事をしていたと供述しているところ、申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが社会保険事務所（当時）の記録から確認できる同僚等 5 人のうち、所在が確認できた二人は「申立期間において、申立人と一緒に勤務していた記憶が無い。」と供述している上、当該事業所で給与事務等を担当していたとするそのうちの一人は「申立期間に、申立人は会社に出勤せず、自宅で社長のお母さんの世話をしていたと思う。」と供述している。

さらに、当該事業所の事業主であった申立人の夫は、申立人が申立期間に当該事業所において「厚生年金保険被保険者資格を取得していたはずである。」

としているとともに、申立人が当人の被扶養者であったことについては「何かの間違いではないかと思う。」と供述しているが、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを示す具体的な供述等を得ることはできず、社会保険事務所（当時）が保管する申立人の夫の厚生年金保険被保険者原票にも不自然な記録訂正の形跡は見られないことから、申立人が申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

加えて、申立人は、当該事業所における申立期間の雇用保険の加入記録は無い。

その上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1638

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 9 月 15 日まで
A社にB業務担当として2回勤務しているが、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）の記録によると、A社は昭和 38 年 12 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所（当時）の記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった昭和 37 年 5 月 25 日から 38 年 12 月 25 日までの期間（以下「当該期間」という。）において、厚生年金保険の被保険者資格を取得していた者は 11 人確認できるが（申立人を含む。）、i）全員、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日と同日か、それ以前に被保険者資格を喪失していること、ii）申立人と同日（昭和 38 年 12 月 25 日）に被保険者資格を喪失した者が 11 人中 6 人おり（申立人を除く。）、これら 6 人のうち 4 人は、国民年金に加入し（国民年金保険料の納付については、一人が納付、一人が申請免除、及び二人が未納であったことが確認できる。）、残る二人は国民年金の記録も無いことが確認でき、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していた者はいない。

さらに、当該事業所の事業主は所在不明である上、個人事業所であるため、商業登記簿が無く、申立期間当時の関係者等を把握することができないことから、申立人の申立期間における勤務実態等について確認することができない。

加えて、申立人に同僚の記憶は無く、オンライン記録により、当該期間において厚生年金保険被保険者資格を取得していた者 11 人のうち、所在が確認で

きた4人に照会したところ、全員から回答があったが、いずれも、申立人が申立期間に当該事業所において勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

このほか、申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1642

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 1 月 1 日から 24 年 9 月 1 日まで

昭和 23 年 1 月から A 社に勤務しており、24 年 9 月 1 日に会社が B 社と合併した。この間は継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出のあった申立人に係る社員名簿によると、採用年月日は昭和 24 年 8 月 25 日となっており、前歴には C 郡 D 村 E 事業に 20 年 11 月から 24 年 8 月まで勤務した旨が記載されている。

また、社会保険事務所 (当時) の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 24 年 9 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「自分は昭和 24 年 7 月 1 日に A 社の前身である F 社 G 支店に入社し、A 社が設立された同年 7 月 12 日から当該事業所の H 課で勤務しており、社会保険と給与の担当であった。申立人が入社したのは同年 8 月 20 日ごろのお盆過ぎであり、当時は試用期間があったので、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は本採用となった同年 9 月 1 日であり、資格取得時の事業所名は、A 社 G 支店である。」と述べているところ、商業登記簿謄本によると、A 社 G 支店は同年 7 月 12 日に設立されたことが確認でき、当該事業所の被保険者名簿によると、申立人及び当該同僚は、同年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚が、それ以前に同保険の被保険者であった記録は

確認できない。

なお、商業登記簿謄本によると、A社は昭和 36 年 2 月に I 社と合併し、B社になったことが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。